

褥瘡発生予防に関する指針

指定地域密着型介護老人福祉施設 白山ぬくもりホーム

褥瘡発生予防に関する指針

1. 褥瘡発生予防に関する考え方

高齢者は低栄養状態や活動の低下、疾病に伴う寝たきり状態に陥りやすく、褥瘡が発生するリスクがあります。特に施設を利用しておられる方には、加齢に伴い心身の機能が低下している方が多くおられ、そのリスクは高いと思われます。

当施設は、こうしたリスクをもつ入所者の健康で尊厳ある生活の実現のため、多職種協働のもと質の高いサービスの提供を目指してこの指針に従い、褥瘡発生予防に対する体制を確立し、褥瘡が発生しないような適切な介護を行うことを目指します。

2. 褥瘡発生予防に向けての基本方針

(1) 褥瘡発生予防に対する体制の整備

当施設では、褥瘡発生予防と早期対応のため、褥瘡発生予防検討委員会を設置し、具体的な対応については委員会で対応します。

(2) 多職種協働によるチームケアの推進

各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(3) 専門家との連携

外部の皮膚科医師と連携し、より質の高いケアに取り組みます。

(4) 職員に対する教育・研修

褥瘡発生予防に対する知識の習得、施設の方針の徹底、情報の伝達等を目的として、教育・訓練を計画し、実施して参加をすすめます。

3. 褥瘡発生予防に対する体制の整備

当施設では、褥瘡発生予防に向けて褥瘡発生予防検討委員会を設置します。

(1) 設置目的

入所者の褥瘡発生予防に努め、発生時における苦痛の緩和と早期治療、及びケア提供を適切に行うことを目的とし、褥瘡発生予防検討委員会を設置します。

(2) 褥瘡発生予防対策担当責任者

この委員会の対策担当責任者は総括責任者の任命する委員長とします。

(3) 褥瘡発生予防検討委員会の構成員

ア) 施設長

イ) 看護職員

ウ) 介護支援専門員、生活相談員

エ) 管理栄養士

オ) 介護職員

この委員会の総括責任者は施設長とします。

総括責任者は、構成員の中からこの委員会の委員長を任命します。

(4) 褥瘡発生予防検討委員会の開催

毎月1回定期的に開催します。

必要時には、随時開催します。

(5) 褥瘡発生予防検討委員会の役割

ア) 褥瘡発生予防、及び発生時に向けた対応の検討

イ) サービス担当者会議への出席、参加

ウ) 褥瘡防止マニュアル、帳票様式等の見直し及び追加

エ) 適切な福祉用具等の選定

4. 褥瘡発生予防及び治療の対応

褥瘡発生予防と早期対応のため、以下によって対応します。

(1) リスクの評価

早期の対応を行うため、褥瘡発生のリスクを評価し、ハイリスク者を抽出します。

褥瘡発生要因（局所的要因・全身的要因・社会的要因）の有無から個別に判断します。

(2) 褥瘡発生予防及び治療の実施

別に褥瘡防止マニュアルを定めます。

5. 褥瘡発生予防に関する各職員の役割

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

(施設長)

1) 褥瘡発生予防の総括管理

(嘱託医・皮膚科医師)

1) 定期的な診察・処置方法の指示

2) 各協力病院との連携を図る。

(看護職員)

1) 嘱託医または皮膚科医師、各医療機関との連携を図る。

2) 褥瘡処置への対応

3) 褥瘡防止マニュアルに準じ、適切な対応と記録

4) 個々に応じた体位交換、安楽な体位確保の工夫

5) 褥瘡発生予防の計画立案に基づくケア

6) 職員への指導

7) 外部の専門機関との連絡調整

(管理栄養士)

- 1) 褥瘡状態把握と栄養管理
- 2) 栄養マネジメントにおける状態の把握と入所者の管理
- 3) 食事摂取低下に伴う栄養保持の工夫

(介護支援専門員／生活相談員)

- 1) 褥瘡発生予防の計画立案に基づくチームケア
- 2) 家族への対応
- 3) 褥瘡発生予防の取り組みと体制作り

(介護職員)

- 1) きめ細かなケアと衛生管理に努める
- 2) ケア計画に基づく排泄、入浴、清潔保持
- 3) 個々に応じた体位交換と安楽な体位の工夫
- 4) 褥瘡の状態観察と記録の整備把握
- 5) 苦痛を排除する精神的緩和ケアとコミュニケーション
- 6) 褥瘡発生予防の取り組み

6. 専門家との連携

より質の高いケアを目指すため、内部のスタッフだけでなく、外部の医療・介護・介護機器等の専門家と積極的に連携し、スキルアップを図ります。

7. 職員に対する教育・研修

より質の高いケアを提供するにあたり基礎知識と技術を身につけることを目標として、委員会を中心とした施設内の教育・訓練、勉強会を計画・開催するとともに外部研修会への積極的参加を図ります。

- (1) 定期的な教育・訓練（年2回以上）の実施
- (2) 新採用者に対する褥瘡発生予防の教育・訓練の実施
- (3) その他必要な教育・訓練の実施

8. 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上にも公開します。

附 則

1. この指針は、平成27年4月1日より運用する。
2. この改正指針は、令和6年4月1日より運用する。